

フォローアップ監査結果報告書

令和8年4月

岸和田市監査委員

第1 監査の対象

1 対象事務

前回（令和6年度）の定期監査における指摘事項に対して講じた措置

2 対象部課

- (1) 総務部（総務管財課、人事課）
- (2) 市民健康部（市民課）
- (3) 福祉部（介護保険課）
- (4) 環境農林水産部（農林水産課）
- (5) 農業委員会事務局

第2 監査の目的

フォローアップ監査は、令和7年度岸和田市監査等実施方針に定めるところにより、前回の定期監査で、是正・改善の必要があるため指摘事項とし、地方自治法第199条第14項の規定により、市長等から措置状況の通知を受けた事項について、内部点検体制が有効に機能しているかとの視点により、改善状況の確認を行い、類似指摘事項の発生防止を図ることを目的とする。

第3 監査の主な実施内容及び着眼点

監査対象部課から、前回の定期監査における指摘事項に対して講じた措置に関し、次の4点について記載した資料の提出を受け、措置内容の点検に必要な契約書や領収書等の関連書類等の提出を求め、また、関係職員から内部点検体制について聴取することにより、指摘事項についての改善状況の確認を行った。

- (1) 監査結果の課内周知方法
- (2) 令和7年度の執行状況
- (3) 措置を講じた内容が継続して行われているかの確認
- (4) その他事務改善に向けた取り組み等

第4 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員室

2 日程

- (1) 調査期間 令和8年2月17日から令和8年3月27日まで
- (2) 監査実施日 令和8年3月27日

第5 監査を実施した監査委員

平田徹、藤本一善

第6 監査の結果

監査の結果については、令和7年度岸和田市監査等実施方針に定める判断基準（※）に基づき決定した。

監査対象となった前回の定期監査における指摘事項7件について、改善状況を確認した結果、すべて改善されていることを確認した。

各対象部課における監査の結果の内容は、以下のとおりである。

1 総務部

- (1) 総務管財課

前回の定期監査における指摘事項
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用した随意契約について、岸和田市財務規則で定められたホームページでの公表の手續に不備が見受けられた。
措置内容
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用した随意契約を行う際①発注見直し、②契約締結前情報公表、③契約締結後情報公表の順で、ホームページでの公表手續きを行うべきところ、③契約締結後情報公表手續きを失念しておりました。 今後は同様の誤りがないよう、ホームページでの公表手順を課内供覧することで再確認するとともに、契約締結事務と並行してホームページへの掲載作業を行うなど管理点検体制を見直し、漏れがないように徹底いたします。
改善状況の調査結果
<改善済> 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用した令和 7 年度の随意契約について、岸和田市財務規則に基づき適正に公表の手續がなされていることを確認した。

(2) 人事課

ア 支出に係る決裁区分について

前回の定期監査における指摘事項
岸和田市事務決裁規程では、長期継続契約に係る支出負担行為について、契約総額が専決事項の対象金額とされている。契約総額が 100 万円以上であり、部長専決とすべきところ、課長専決されているものがあつた。
措置内容
長期継続契約に係る支出負担行為の専決区分につきましては、契約総額が専決事項の対象金額とされていることへの認識不足によるものです。 長期継続契約に係る支出負担行為の専決区分について、周知しました。今後は、専決区分について再確認するとともに、岸和田市事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。
改善状況の調査結果
<改善済> 令和 7 年度に長期継続契約を締結した契約に係る支出負担行為について、岸和田市事務決裁規程に基づいた専決区分で決裁されていることを確認した。

イ 契約事務について

前回の定期監査における指摘事項
長期継続契約の対象ではない業務について、長期継続契約を締結しているものがあつた。
措置内容
長期継続契約の対象ではない業務に係る長期継続契約につきましては、認識誤り

によるものです。

長期継続契約の対象となる業務について、周知しました。今後は、長期継続契約の対象となる業務について再確認するとともに、関係法令に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。

改善状況の調査結果

<改善済>

長期継続契約の対象ではない業務について長期継続契約を締結していた産業医業務委託契約については、令和7年度から単年度契約に改めていることを確認した。

また、令和7年度に長期継続契約として締結しているものは適正であることを確認した。

2 市民健康部

(1) 市民課

前回の定期監査における指摘事項
予算執行は会計年度の所属を区分して行わなければならないが、令和5年度の通信運搬費について、令和6年度の予算で執行されているものがあつた。
措置内容
予算執行の際は、会計年度の所属区分に留意するよう改めて課内で周知しました。今後は、財務会計処理において複数の職員による会計年度の確認を徹底し、適正な事務処理を行います。
改善状況の調査結果
<改善済> 令和7年度予算で支出した通信運搬費について、会計年度の所属区分を誤って執行しているものはないことを確認した。

3 福祉部

(1) 介護保険課

前回の定期監査における指摘事項
郵便に関する経費について、郵便局からの請求額が誤っていることに気付かず支払処理されているものがあつた。
措置内容
指摘を受けました郵便局の請求誤りによる郵便経費の過払いにつきましては、歳出戻入処理を行い、郵便局からの返金を受けました。今後、支出事務においては、複数人により請求金額に誤りがないかどうかの点検・確認を徹底し、支出誤りを防止します。
改善状況の調査結果
<改善済> 郵便局の請求誤りによる郵便経費の過払い分については、返金されていることを確認した。 また、支出誤りを防止するために、請求内容に誤りがないか点検・確認が行われていることを確認した。

4 環境農林水産部

(1) 農林水産課

前回の定期監査における指摘事項
府補助金について、予算区分を誤って調定し、収入しているものがあつた。
措置内容
交付決定があつた際に、調定入力すべきところを失念していました。 調定入力が入金時点となつてしまい至急作業しようと慌てたことで予算区分を現年分として誤入力してしまいました。 今後はそのようなことがないように、交付決定後速やかに調定するとともに、調定内容に誤りがないか複数人で確認し、作業管理を徹底します。
改善状況の調査結果
<改善済> 予算区分を誤って収入していた府補助金については、正しい予算区分に収入更正されていることを確認した。また、令和7年度の府補助金収入事務について、事前調査時点で、予算区分を誤って調定しているものはないことを確認した。

5 農業委員会事務局

前回の定期監査における指摘事項
歳入を収入するときはこれを調定しなければならないが、調定されず、現金が保管されているものがあつた。
措置内容
複数の業務処理を同時に行っていたことにより調定および入金処理が未了である旨を事務局職員間で共有し、翌日には処理すべきところ、情報共有ができておらず、執務室に現金を保管している状態を発生させてしまいました。 今後はこのようなことがないように、事務局内で現金受領後に記入するリスト表に入金確認欄を設け、処理が完了しているかすぐに確認ができる措置を講じました。
改善状況の調査結果
<改善済> 調定がなされていなかった農地等証明手数料については、収入されていることを確認した。また、令和7年度の農地等証明手数料について、受領した現金が適正に調定され、入金処理されていることを確認した。

(※) 指摘事項及びその他部内における注意を要する事項の判断基準（令和7年度岸和田市監査等実施方針より抜粋）

(1) 指摘事項

- ① 市に損害を与えている、又は損害を与えるおそれがあるもの
- ② 収入確保に適切な措置を要するもの
- ③ 予算を目的外に支出しているもの

- ④ 不必要な予算執行をしているもの
 - ⑤ 法令や条例、通達等に違反しているもの
 - ⑥ 契約や協定等に反しているもの
 - ⑦ 機関の意思決定が適切になされていないもの
 - ⑧ 書類の隠匿や改ざんその他の故意による違反行為があるもの
 - ⑨ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
 - ⑩ 正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から改善を要するもの
 - ⑪ 前回、指摘事項又は注意を要する事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
 - ⑫ 前回、観察事項とした事項のうち、再度誤りがあったもの（修正されたものを含む）
 - ⑬ 注意事項に該当する事項が多数存在するなど財務事務が全般的に不適切であるもの
 - ⑭ 上記の事項以外で、監査委員が特に指摘とすることが必要であると認めるもの
- (2) その他部内における注意を要する事項
- ① 不当又は違法ではないが適切でないもの
 - ② 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
 - ③ 上記の事項以外で、金額、手続、処理、方法等から見て比較的軽微な誤りと認められるもの